

公認審判員規程

第 1 条（目的）

本規程は、（公社）全日本アーチェリー連盟（以下本連盟という）および本連盟に加盟するアーチェリー団体（以下加盟団体という）が開催する競技会の権威と公正を期するための公認審判員制度について定める。

第 2 条（種別）

公認審判員の種別は、1級、2級および3級の3種別とする。

第 3 条（1級公認審判員）

1級公認審判員は、審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、本連盟が主催する競技会またはWA公認の競技会、または本連盟が公認する競技会の競技委員長、審判長、DOSまたは審判員の任に当たる資格を有する。

第 4 条（2級公認審判員）

2級公認審判員は、審判業務について熟達した技術を有し、本連盟が主催する競技会またはWA公認の競技会の審判員、または本連盟が公認する競技会の審判長、DOSまたは審判員の任に当たる資格を有する。

第 5 条（3級公認審判員）

3級公認審判員は、審判業務について一定水準以上の技術を有し、本連盟が主催または公認する競技会の審判員の任に当たる資格を有する。

ただし、全日本学生アーチェリー連盟関係競技会においては審判長およびDOSは3級とすることができる。

第 6 条（審査および認定）

公認審判員の審査および認定は、次により行う。

- 1 1級公認審判員は、審査時に2級公認審判員であって、本規程第7条第1項に基づいて本連盟競技部の審査（認定検定試験および実務研修（事前研修含む））を修了し、適格と認められた者に対して資格を認定する。審判員資格の委嘱は地区審判委員会の推薦を得て所属加盟団体が申請するものとし、理事会の承認を得て本連盟会長がこれを委嘱する。
- 2 2級公認審判員は、審査時に3級公認審判員であって、加盟団体からの推薦により、本規程第7条第2項に基づいて地区審判委員会が審査し、適格と認められた者に対して資格を認定する。審判員資格の委嘱は地区審判委員会の同意を得て所属加盟団体からの申請により、本連盟会長が委嘱する。
- 3 3級公認審判員は、所属加盟団体が本規定第7条3項に基づいて審査し、適格と認められた者に対して資格を認定する。審判員資格の委嘱は所属加盟団体からの申請により、

本連盟会長が委嘱する。

- 4 1級公認審判員の審査は、本連盟競技部の理事・執行役員にて構成する審査委員会にて実施する。審査委員は1級公認審判員とし、審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。
- 5 2級公認審判員の審査は、地区審判委員会の審判委員にて実施する。審査者は審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。
- 6 3級公認審判員の審査は、1級公認審判員にて実施する。審査者は審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。
- 7 本連盟の会員登録者（競技者または指導者）で公認審判員として認定された者は、本連盟所定の認定登録申請用紙に必要事項を記入し、登録料を納付することによって、公認審判員として登録される。
- 8 公認審判員には、公認審判員証およびエンブレムを交付する。
- 9 公認審判員の資格の有効期間は、4年以内とし、夏期オリンピック開催年の第1四半期内に更新することによって継続することができる。
- 10 公認審判員は本連盟の競技規則が発行される都度、購入しなければならない。
- 11 その他 理事会で相当と認められた者には認定を与えることがある。

第 7 条 （ 認 定 基 準 ）

1 1級公認審判員

- (1) 世界アーチェリー連盟（WA）競技規則および本連盟競技規則、並びにその他の諸規程およびその他のスポーツ理念全般に精通していること。
- (2) 年齢が30歳以上で、2級公認審判員として5年以上の経験を有すること。
- (3) 本連盟が主催または公認した競技会の審判員を5回以上経験し、優秀と認められた者。

2 2級公認審判員

- (1) 本連盟競技規則およびその他の諸規程に精通していること。
- (2) 年齢が24歳以上で、3級公認審判員として3年以上の経験を有すること。
- (3) 加盟団体が主催または公認した競技会の審判員を3回以上経験し、優秀と認められた者。

3 3級公認審判員

- (1) 本連盟競技規則に精通していること。
- (2) 年齢が18歳以上で、本連盟の会員登録を1年以上継続していること。
- (3) 加盟団体が主催または後援する審判講習会の課程を終了した者。

第 8 条 （ 更 新 ）

公認審判員の資格の更新は、本連盟所定の更新登録申請用紙に必要事項を記入し、更新料を納付することによって、公認審判員として更新登録される。

- 1 1級公認審判員は、加盟団体の申請に基づき、地区審判委員会が推薦した者であること。

- 2 2級公認審判員は、加盟団体が推薦し、地区審判委員会が同意した者であること。
- 3 3級公認審判員は、加盟団体が推薦した者であること。
- 4 その他、理事会で相当と認められた者には更新を許可することがある。

第 9 条（資格の喪失）

公認審判員は、次の各項のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 更新登録しなかったとき。
- 2 加盟団体の所属を失ったとき。
- 3 2年以上競技役員・大会役員の任に当たらなかったとき。もしくはW A・W A Aまたは本連盟および加盟団体が開催する審判員研修会に、2年以上出席しなかったとき。
- 4 理事会において、公認審判員として不適格であると認められたとき。
- 5 本条2～3項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、加盟団体長は当該公認審判員にその旨通知し、且つ本連盟に通知する。
本条4項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、当該公認審判員にその旨通知する。
- 6 前項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、通知を受けた日から1ヶ月以内に、本条2～3項に該当する者は加盟団体長に、本条4項に該当する者は本連盟会長に再審査を請求することができる。
- 7 本条4項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、4年間は再申請することができない。

第 1 0 条（審判員の指定）

本連盟および加盟団体が主催または公認する競技会の競技委員長、審判長、D O Sおよび審判員は、すべて公認審判員をもって構成しなければならない。

第 1 1 条（登録料および更新料）

公認審判員の登録料および更新料は次のとおりとする。ただし、認定通知後3ヶ月以内に納入しない場合には認定を取り消すことがある。

	登録料	更新料
1級公認審判員	5,500円	3,500円
2級公認審判員	4,500円	2,500円
3級公認審判員	3,500円	1,000円

第 1 2 条（資格の復活）

特別な理由（海外勤務、傷病・出産等による活動停止等）によって資格を一旦喪失した者は、次により資格を復活させることができる。

- 1 1級公認審判員は、加盟団体の申請に基づき、地区審判委員会が推薦した者について本連盟が試験を行い、それに合格すること。
- 2 2級公認審判員は、加盟団体が資格審査を行った上で推薦し、地区審判委員会が同意すること。

3 3級公認審判員は、加盟団体が資格審査を行った上で推薦すること。

第 1 3 条 (地 区 審 判 委 員 会)

各地区に地区審判委員会を設けなければならない。地区審判委員会は、当該地区の1級公認審判員をもって組織し、当該地区の公認審判員の指導および管理にあたる。

第 1 4 条 (改 正)

本規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

第 1 5 条 (施 行)

本規程は、昭和45年 4月 1日から施行する。

昭和45年	4月	1日	制定施行
昭和63年	4月	1日	改訂増補
平成 6年	4月	1日	改訂増補
平成12年	4月	1日	改訂増補
平成14年	7月	1日	改訂増補
平成20年	7月	1日	改訂増補
平成22年	10月	1日	改訂増補
平成24年	10月	1日	改訂増補
平成28年	10月	1日	改訂増補
平成30年	10月	1日	改訂増補
令和 2年	10月	1日	改訂増補
令和 5年	12月	1日	改定増補

公認審判員規定新旧対照表

旧	新	備考
<p>第6条（審査および認定）</p> <p>公認審判員の審査および認定は、次により行う。</p> <p>1 1級公認審判員は、2級公認審判員であって本連盟の定める認定検定試験後に競技部で審査し実務研修（事前研修を含む）を終了した者について、加盟団体が申請し、地区審判委員会が推薦した者について、理事会の承認を得て会長が委嘱する。</p> <p>2 2級公認審判員は、3級公認審判員であって加盟団体から推薦された者について、地区審判委員会が本規程第7条第2項の基準に基づいて審査し、地区審判委員会の同意のもとに行う加盟団体の申請によって会長が委嘱する。</p> <p>3 3級公認審判員は、加盟団体が本規定第7条第3項の基準に基づいて審査し、加盟団体の申請によって会長が委嘱する。</p> <p>4 本連盟の会員登録者（競技者または指導者）で公認審判員として認定された者は、本連盟所定の認定登録申請用紙に必要事項を記入し、登録料を納付することによって、公認審判員として登録される。</p> <p>5 公認審判員には、公認審判員証およびエンブレムを交付する。</p> <p>6 公認審判員の資格の有効期間は、4年以内とし、夏期オリンピック開催年の第1四半期内に更新することによって継続することができる。</p> <p>7 公認審判員は本連盟の競技規則が発行される都度、購入しなければならない。</p> <p>8 その他 理事会で相当と認められた者には認定を与えることがある。</p>	<p>第6条（審査および認定）</p> <p>公認審判員の審査および認定は、次により行う。</p> <p>1 1級公認審判員は、<u>審査時に2級公認審判員であって、本規程第7条第1項に基づいて本連盟競技部の審査（認定検定試験および実務研修（事前研修含む）を修了し、適格と認められた者に対して資格を認定する。審判員資格の委嘱は地区審判委員会の推薦を得て所属加盟団体が申請するものとし、</u>理事会の承認を得て本連盟会長が委嘱する。</p> <p>2 2級公認審判員は、<u>審査時に3級公認審判員であって、加盟団体からの推薦により、本規程第7条第2項に基づいて地区審判委員会が審査し、適格と認められた者に対して資格を認定する。審判員資格の委嘱は地区審判委員会の同意を得て所属加盟団体からの申請により、本連盟会長が委嘱する。</u></p> <p>3 3級公認審判員は、<u>所属加盟団体が本規定第7条第3項の基準に基づいて審査し、適格と認められた者に対して資格を認定する。審判員資格の委嘱は所属加盟団体からの申請により、本連盟会長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>1級公認審判員の審査は、本連盟競技部の理事・執行役員にて構成する審査委員会にて実施する。審査委員は1級公認審判員とし、審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。</u></p> <p>5 <u>2級公認審判員の審査は、地区審判委員会の審判委員にて実施する。審査者は審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。</u></p> <p>6 <u>3級公認審判員の審査は、1級公認審判員にて実施する。審査者は審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。</u></p> <p>7 本連盟の会員登録者（競技者または指導者）で公認審判員として認定された者は、本連盟所定の認定登録申請用紙に必要事項を記入し、登録料を納付することによって、公認審判員として登録される。</p> <p>8 公認審判員には、公認審判員証およびエンブレムを交付する。</p> <p>9 公認審判員の資格の有効期間は、4年以内とし、夏期オリンピック開催年の第1四半期内に更新することによって継続することができる。</p> <p>10 公認審判員は本連盟の競技規則が発行される都度、購入しなければならない。</p> <p>11 その他 理事会で相当と認められた者には認定を与えることがある</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

